

議案第11号

逗子市地域活動センター条例の一部改正について

逗子市地域活動センター条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市地域活動センター条例の一部を改正する条例

逗子市地域活動センター条例（平成16年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表南ヶ丘自治会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

南ヶ丘自治会館について、耐震基準を満たしておらず、安全性が確保できないことから、令和6年3月31日をもって廃止するに当たり、改正する必要があるため提案する。